

# いずみ会議所だより

発行所/和泉商工会議所  
〒594-0071 和泉市府中町四丁目20-2  
TEL: 0725-46-4141 FAX: 46-8686  
ホームページ: <http://www.izumicci.jp>  
Eメール: [info@izumicci.jp](mailto:info@izumicci.jp)

## 第57回 常議員会を開催!! 新会館取得に伴う開所式等3議案が承認される



和泉商工会議所新会館

平成24年12月26日(水)午前11時より当所1階集会室にて常議員会が開催された。常議員会では当所役員出席のもと、議事に入る前の報告事項として岸協会頭より新会館取得に際する経緯と現況報告が行われた。

続いて、本日提出する議案については、12月14日(金)開催の正副会頭会議にて承認頂いていることを報告後、会頭が議長になり3議案について審議され全議案が可決承認された。

### ■ 議案第1号 開所式について

平成25年3月下旬に新会館にて開催する。

### ■ 議案第2号 会館改装について

新会館改装については大規模な改装は行わず、出来る限り現状のまま活用する。

### ■ 議案第3号 現会館について

現会館の3/4は和泉市、1/4が商工会議所所有で、商工会議所が指定管理しておりました勤労青少年ホームの事業が、平成25年3月末廃止に伴うことや、管理面においても会館を維持する事が出来ないため、3月31日をもって和泉市へ無償譲渡する。



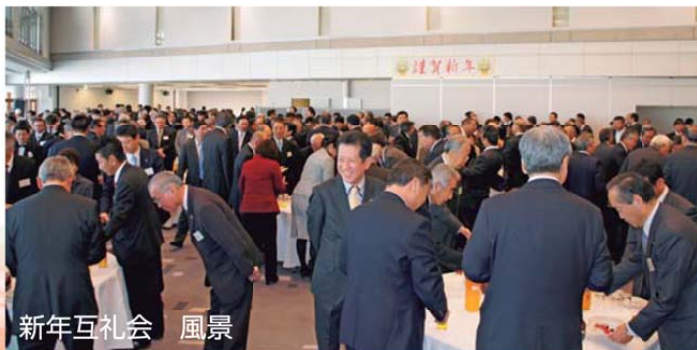
年頭の挨拶をする辻市長



年頭の挨拶をする岸協会頭

## 平成25年 新年互礼会

～華やかに新春を祝う～



新年互礼会 風景

平成25年の新春を祝う新年互礼会(和泉商工会議所・和泉市・共催)が1月7日(月)、午前11時より和泉シティプラザ3階レセプションホールにて開かれ、商工会議所議員、各関係団体、市関係者等356名が出席した。

互礼会では、主催者側を代表して辻市長、岸協会頭が年頭のあいさつに立ち、岸協会頭は『新会館』取得でお世話になった皆様への御礼を述べ、和泉市経済の発展に貢献していく事が会議所の使命であるとして強い意志を示した。

引き続き、遠藤衆議院議員の来賓挨拶、森大阪府議会議員・杉本大阪府議会議員・和泉市議会議員の紹介、和泉市功労者表彰受章者の紹介、服部市議会議長の乾杯にてなごやかに祝宴が開かれ、出席者は新しい年の飛躍を誓い、辻川副会頭の中締めにて盛会裡に終了した。

### 今月号の主な内容

- P1... 第57回常議員会を開催/平成25年新年互礼会
- P2... 「大阪府商工関係者表彰」「大阪ものづくり優良企業賞」他
- P3... 青年部だより/女性会だより 他
- P4... 改正高年齢者雇用安定法への速やかな対応をお願いします

- P5... 日本年金機構からのお知らせ
- P6... 環境関連規制情報 他
- P7... 新会員のご紹介コーナー 他
- P8... 和泉商工会議所から決算・申告相談会のお知らせ 他

# 祝 平成24年度「大阪府商工関係者表彰」受賞

(順不同)



## 団体役員表彰

岡本 鴨二氏	(株式会社 大阪グリーンセンター)	代表取締役	常議員
小林 秀男氏	(小林繊維晒工業 株式会社)	代表取締役	常議員
富尾 幸弘氏	(株式会社 とみお)	代表取締役会長	常議員
吉川 長治氏	(吉川織物 株式会社)	代表取締役	常議員

## 小売業関係団体表彰

和泉ショッピングセンター協同組合  
(理事長 久禮 一弘氏)

## 従業員表彰

大研機械 株式会社 (川崎 廣幸氏)  
テクノロール 株式会社 (立花 良庸氏)



平成25年1月18日(金)、エル・おおさかにて当和泉商工会議所に深く係わる方々が大阪府知事より賞状を授与されました。大変名誉ある賞を受賞されましたことを心からお慶び申し上げますとともに、今後ますますのご発展とご活躍をお祈り申し上げます。

# 祝 「大阪ものづくり優良企業賞2012」受賞



「大阪ものづくり看板企業の登竜門」をコンセプトに、高い技術力と徹底した品質へのこだわり、高付加価値製品の開発に取り組み、経営努力を続ける「優良企業」として70社が決定され、市内企業から2社が受賞されました。

正栄工業 株式会社 (国分町) 株式会社 梅川鉄工所 (テクノステージ)

## 和泉商工会議所会員親睦「伊勢神宮初詣」を開催

和泉商工会議所会員親睦委員会(原 和幸委員長)では、1月19日(土)に新春恒例行事の伊勢神宮初詣を開催。

当日は晴天に恵まれ、総勢63名の方々にご参加いただいた。平成25年は、20年に一度伊勢神宮の社殿を造り替える式年遷宮の記念の年であり、初めに食物・穀物を司る豊受大御神をお祀りする外宮を参拝。その後皇室の御祖神であり、日本の総氏神であります天照大御神をお祀りする内宮を参拝。

内宮では入口となる五十鈴川にかかる宇治橋を渡り、正宮の社殿の中心にある正殿にて特別参拝。又、御神楽殿にて商工会議所の今後の発展と参加者一同の商売繁盛・無病息災を祈願してご祈禱を受けた。

参拝・ご祈禱後、懇親会会場の「金谷本店」に移動し、名物のすき焼きをご賞味されながら、参加者全員が懇親を深め合い、無事帰阪した。



## 和泉経済クラブ

## 平成25年新春懇談会を開催

### 平成25年 新春懇談会 和泉経済クラブ



和泉経済クラブ(西辻 達佳代表幹事)では、去る1月28日(月)ホテル・アゴラリージェンシー堺において新春懇談会を開催致しました。

西辻代表幹事の開会挨拶に続き、基調講演会を開催しました。今回は株式会社池田泉州銀行 常務執行役員 マーケット本部長 野田 隆氏を講師に向かえ、「株式・為替市場から予想される今後のマーケットについて」ご講演頂きました。国内経済は輸出や生産には依然海外経済減速の影響が見られるものの、堅調な設備投資や個人消費に支えられ、全体では横ばい圏内での推移に留まっている。米国経済は、住宅市場に回復傾向が見られるも、財政緊張が成長を抑制しており、欧州も引き続き財政緊張が景気を下押し圧力となっており、景気は低迷している。国内市場の今後の見通しとして、景気は足元の円安転換により輸出企業業績の一時的な改善も

見られるものの、貿易赤字下では過度な円安のデメリットも意識される。一方、海外市場においては米国の財政の崖は一旦回避され、2月末に向けて「歳出削減」と「連邦債務上限引き上げ」が焦点となる。市場予想の下方修正は進んでおり、業務不振による相場下落は限定的かと思われる。欧州においても、当面、ECBによる利下げは回避されるかと思われる。限られた時間ではあったが、大変有意義なご講演を拝聴しました。

基調講演会の後に行われた懇親会では、辻市長、辻川副会頭にご祝辞をいただき、飯坂副市長に乾杯のご発声を頂きました。ゲストに和泉市PR大使である歌手の春奈佑果さんを迎え、和泉市イメージキャラクターであるコダイくん・ロマンちゃんの歌を披露いただくなど、和やかなに閉会しました。



## 青年部旗 争奪戦大会 開会式・抽選会 開催

# 青年部だより



井登 副会長挨拶

去る、1月20日(日)に和泉市コミュニティセンターにて、第19回 和泉商工会議所青年部旗争奪戦大会の開会式及び抽選会が開催されました。

本大会は、和泉子ども親善スポーツ会主催のもと、ソフトボールの部とキックベースボールの部が設けられており、我々和泉 YEG では長年にわたり本大会を後援しています。

井登副会長より、悔いの残らない大会にしてもらい、元気よく全力で頑張ってもらいたい。また、両親や大会の運営に携わって頂いている大人の方に対して、感謝の気持ちを持ってプレーをしてほしいと述べられ、本大会が安全にかつ盛大に開催されるよう激励されました。



優勝旗返還



選手宣誓



優勝旗返還



### 事務局より お詫び申し上げます

先般、事務局からの連絡・報告等の行き違いがありました。このことを深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことのないよう努めて参りますのでこれまでと変わらぬご指導、ご協力の程よろしくお願い致します。

## 女性会だより

平成25年1月24日(木)午前11時30分よりスターゲートホテル関空エアポートにて「平成25年 和泉商工会議所女性会 新年会」が行われました。

へびは生命力が強く脱皮を繰り返す為「再生」のシンボルの由来もあるそうです。総理大臣ではありませんが「すばらしい日本を取り戻そう(再生しよう)」の言葉が現実となるように日々頑張っていきましょう。

良い1年になりますように。



阪口副会頭



辻川副会頭



女性会 阪口会長



### 和泉商工会議所 無料相談コーナー

会員の皆様、事業の事で悩んでいませんか?  
そんな時は会議所の専門指導員に相談ください。

- 税務相談 (相続税の相談も承ります)
  - ・ 偶数月第2水曜日 午後1時30分~同4時 予約制です。
  - 相談員 税理士 露口六彦
- 法律相談
  - ・ 毎月第3水曜日 午前10時30分~同11時30分 予約制です。
  - 相談員 弁護士 仁井谷 徹

### 和泉市経営相談のお知らせ

**商業部門**  
中小企業診断士がご相談に応じます。  
毎週金曜日 午前10時~午後4時  
和泉市ものづくりサポートセンター ☎46-9000  
ご希望の方はお早めにお申込み下さい。  
(急にお申込みいただきましたも、当日先約企業を訪問していることもあります。)  
—— \* お申込・お問合せは上記の各窓口へ \* ——

### DMの発送にかかる手間・時間・経費の見直しに

当所会報「いずみ会議所だより」の発送封筒内に、事業所様のチラシを同封するサービスを実施しております。是非ビジネスチャンスの拡大にご利用下さい。



11回ご利用いただきましたら、12回目は無料にさせていただきます。

- 内容 会社PR・新製品営業案内・各種イベント・割引サービス等
- 発送日 毎月10日~15日頃発送
- 発行部数 約2,000部
- サイズ A4かA4サイズ以下(両面・片面・白黒・カラーは問いません)
- 料金 会員10,000円(消費税込み) 会員外30,000円(消費税込み)
- 申込方法 チラシの見本を会議所へFAX又はご持参下さい。(発送月の前月20日まで)
- 申込期日 同封希望チラシを前月の25日までに2,000部をご用意して和泉商工会議所までご持参下さい。
- 支払方法 同封物持参時に現金又は指定口座への振込みでお願いします。

※チラシの内容が当サービス運営上、不相当と思われる場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がありますので、予めご了承下さい。

**お問い合わせ** 和泉商工会議所 広報担当まで  
TEL:0725-46-4141

# 改正高年齢者雇用安定法への速やかな対応をお願いします!

～平成25年4月1日から施行～

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)の一部が改正され、**継続雇用制度の対象者に係る基準を労使協定で定める仕組みが廃止**がされました。

65歳未満の定年制を採用し、65歳までの継続雇用の対象者を労使協定で限定している企業は、**制度の見直しが必要です**。平成25年4月から厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられるのに対応して、定年・継続雇用制度の見直しをお願いします。

## 就業規則を変える必要はありますか?

今回の改正で労使協定で定める継続雇用の対象者を限定する基準が廃止されたため、**平成25年4月1日**からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とするよう、**この基準を削除する就業規則の変更が必要になります**。

### ☆就業規則への記載例☆

#### (希望者全員を65歳まで継続雇用する場合の例)

第〇条 従業員の定年は満60歳とし、60歳に達した月の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、65歳まで継続雇用する。

#### (経過措置を利用する場合の例)

第〇条 従業員の定年は満60歳とし、60歳に達した月の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、就業規則に定める解雇事由又は退職事由に該当しない場合であって、労使協定の定めるところにより、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する者については、65歳まで継続雇用する。

- (1) 過去〇年間の出勤率が〇%以上の者
- (2) 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないこと
- (3) 〇〇〇〇

この場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

※経過措置を利用する場合、年金支給開始年齢以上(男性の年金支給開始年齢に合わせ男女同一の年齢)の者を対象として基準を運用するのであれば、労使協定を改定せずそのまま利用することは差し支えありません。

## ● 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針 ●

対象者基準の廃止後の継続雇用制度の円滑な運用に資するよう、企業現場の取扱いについて労使双方にわかりやすく示すため、高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針を新たに策定。〔高年齢者雇用安定法第9条第3項〕

### 指針のポイント

#### ○ 継続雇用制度についての留意事項

- 継続雇用制度を導入する場合には、希望者全員を対象とする制度とする。
- 就業規則に定める解雇・退職事由(年齢に係るものを除く。以下同じ。)に該当する場合には、継続雇用しないことができる。
- 就業規則に定める解雇・退職事由と同一の事由を、継続雇用しないことができる事由として、解雇・退職の規定とは別に、就業規則に定めることもできる。また、当該同一の事由について、継続雇用制度の円滑な実施のため、労使が協定を締結することができる。なお、解雇・退職事由とは異なる運営基準を設けることは改正法の趣旨を没却するおそれがあることに留意する。
- ただし、継続雇用しないことについては、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であることが求められると考えられることに留意する。

#### 【参考】今回の法改正後も、以下の点は変更ありません。

- \* 定年年齢は60歳以上でなければならないこと。
- \* 高年齢者雇用確保措置は3つの選択肢(定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止)から選べること。(※今回の改正は、65歳への定年引上げではありません。)
- \* この措置義務は、会社の制度を設ける義務であって、個々の労働者を雇用する義務ではないこと。
- \* 高年齢者雇用安定法は、継続雇用時の労働条件を規制していないこと。(※継続雇用時の労働条件は、事業主の合理的な裁量の範囲で設定可能です。)

◆ 改正法や高年齢者確保措置について詳しくは、**最寄りのハローワーク**へお問い合わせください。

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

◆ (独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県にある**高年齢・障害者雇用支援センター**では、高年齢者雇用アドバイザーの派遣などにより、高年齢者雇用についての相談を行っています。

<http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html>

# 日本年金機構 からのお知らせ

# インターネットサービス「ねんきんネット」で 将来の年金額を試算できるようになりました！



- **ライフプランに合わせて年金額の試算ができます！**  
「将来、年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額はいくらになるの？」「このまま働き続けた場合、何歳から、どの程度の年金を受け取れるの？」など、グラフでわかりやすく表示します。  
※既に老齢年金をお受け取りの方はご利用いただけませんので、あらかじめご了承ください。
- **いつでも、最新の年金記録が確認できます！**
- **記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！**
- **「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」などの内容がご自宅で確認できます！**

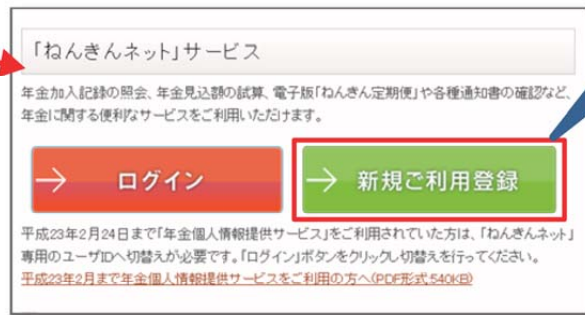
具体的な年金見込額試算の例	
これまで	ねんきんネット
<b>中高年の方</b> 50歳男性の例 ねんきん定期便での見込額(※) 61歳～64歳 795,000円 65歳～ 1,812,500円 ※60歳以降、厚生年金に加入されていない前提	<b>今後の給料の入り</b> 現在の仕事を継続 65歳まで給与 240,000円 見込額(在職老齢年金) 61歳～64歳 637,500円 65歳～ 1,910,700円
<b>若年の方</b> 33歳女性の例 (厚生年金に13年加入) ねんきん定期便での見込額(※) 380,600円 ※これまでの加入実績のみでの見込額	<b>今後の給料の入り</b> 現在の仕事を継続 60歳まで給与 200,000円 60歳まで加入後の見込額 1,356,000円

## まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

### 1 日本年金機構のホームページにアクセス



日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。  
※画面イメージは変更される場合があります。



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。

### 2 「ねんきんネット」サービスご利用登録



- 登録には基礎年金番号が必要となります。  
※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。
- アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申込みができます。右記バーコードをご利用ください。  
※申込時の通信料はお客様のご負担となりますので、ご注意ください。
- 「ねんきんネット（申請用トップページ）」が表示されますので、**アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。**
- アクセスキーとは… お客さまの誕生月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。
  - ① アクセスキーをお持ちの方  
アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。なお、アクセスキーの有効期限は発行から3ヶ月です。
  - ② アクセスキーをお持ちでない方  
アクセスキーをお持ちでない場合も、利用登録が可能です。なお、ユーザIDがお手元に郵送されるまで、5日程度（土日、祝日を除く）かかります。



詳しくは、「ねんきんネット」ホームページで  
[http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)

## 年金についてのお問い合わせ先

いつでも、お気軽にお電話ください。  
全国一律の電話番号で受け付けています。

**年金についての一般的なお問い合わせ**  
**ねんきんダイヤル**  
0570-05-1165 050または070で始まる電話でおかけになる場合はTel.03-6700-1165  
受付時間 月曜日(月曜日が休日の場合は、休日明けの初日) / 8:30~19:00  
火~金曜日 / 8:30~17:15 第2土曜日 / 9:30~16:00  
※日曜・祝日、土曜(第2を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

**「ねんきん定期便」「ねんきんネット」についてのお問い合わせ**  
**ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル**  
0570-058-555 050または070で始まる電話でおかけになる場合はTel.03-6700-1144  
受付時間 月曜日~金曜日 / 9:00~20:00 第2土曜日 / 9:00~17:00  
※日曜・祝日、土曜(第2を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

**ご相談窓口は、全国にございます。**  
年金についてのご相談は、年金事務所(全国312か所)および街角の年金相談センターでお受けしています。  
受付時間 月曜日(月曜日が休日の場合は、休日明けの初日) / 8:30~19:00  
火~金曜日 / 8:30~17:15 第2土曜日 / 9:30~16:00  
※日曜・祝日、土曜(第2を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。  
※一部の年金相談センターは、月曜日の17:15以降および第2土曜日はご利用いただけません。  
※最寄りの年金事務所、年金相談センターの所在地は、日本年金機構のホームページでご確認いただけます。



## 環境関連規制情報 PRTR法と府条例に基づく化学物質の届出について

化学物質による環境リスクを低減させるため、PRTR法や条例で指定された化学物質を1年間に1トン以上取り扱う等、一定の要件を満たす事業所は、環境への排出量や移動量等を把握するとともに毎年の届出が必要です。なお、一部の市町村については、大阪府からの事務移譲に伴い、事業所の所在地により届出先が市町村になりますのでご注意ください。

### 1 届出の概要

大阪府においては、事業者による化学物質の自主的な管理を促進するため、PRTR法及び条例に基づく届出制度を運用しています。届出にはPRTR法に基づく「排出量等」の届出、府条例に基づく「排出量等」「化学物質管理計画書」「化学物質管理目標決定及び達成状況」の届出があり、それぞれの届出要件及び内容は次のとおりです。

PRTR法、条例の詳細は、ホームページでご確認ください。届出書の様式等もホームページから入手することができます。

ホームページ：<http://www.pref.osaka.jp/kankyohozen/shidou/index.html>

		PRTR法「排出量等(排出量・移動量)」	条例「排出量等(排出量・移動量・取扱量)」
届出要件※1	対象業種	製造業等24業種(製造業、倉庫業、石油卸売業、燃料小売業、洗濯業、自動車整備業、機械修理業、医療業 等。)	
	従業員数	事業者が常時使用する従業員数が21人以上	
対象物質及び事業所における年間取扱量	PRTR法で指定する物質のうち、年間取扱量が1トン以上の物質※2 (トルエン、キシレン、塩化メチレンなど462物質。)	PRTR法で指定する物質のうち、年間取扱量が1トン以上の物質※2 ・条例で指定する物質のうち、年間取扱量が1トン以上の物質 (メタノール、メチルエチルケトン等23物質及びVOC(揮発性有機化合物)の総量※3)	
	PRTR法で指定する物質の排出量、移動量	PRTR法で指定する物質の取扱量 条例で指定する物質の排出量、移動量、取扱量	

※1 対象業種、従業員数、対象物質及び事業所における年間取扱量のいずれもが該当する事業者について、事業所毎に届出が必要です。

※2 一部の物質(石綿やベンゼン等)では年間取扱量が500kg以上で届出が必要です。

※3 VOC(揮発性有機化合物)の総量は、トルエン、キシレン、塩化メチレン、ベンゼン、メチルアルコール等のVOC(揮発性有機化合物)に該当する物質の合計値が1トン以上で届出が必要です。

		条例「化学物質管理計画書」	条例「化学物質管理目標決定及び達成状況」
届出要件	排出量等の届出対象事業所のうち常時使用する従業員数が50人以上の事業所を有する事業者		
主な届出内容	化学物質の管理体制や緊急事態の対処等の規定	目標物質の選定、管理の改善方法及び目標の達成状況	

### 2 届出の受付期間

平成25年度の届出は、平成24年度に把握した実績について、次の期間内に届出をお願いします。

(1)PRTR法の届出 平成25年4月1日～7月1日

(2)条例の届出 平成25年4月1日～9月30日

### 3 問い合わせ先

大阪府 環境農林水産部 環境管理室 環境保全課 化学物質対策グループ TEL 06-6210-9578

※下記市町村では、届出先が事業所所在地の市町村になります。

#### 届出先が事業所所在地である市町村

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村  
(届出先の担当課等につきましては、ホームページで確認してください。)

※下線の市については、平成25年度より届出先が変更となりました。

## 和泉商工会議所では「エコキャップ活動」に取り組んでいます

和泉商工会議所ではペットボトルのキャップを分別回収する「エコキャップ活動」を実施しています。

回収されたペットボトルキャップは協賛する「NPO法人 エコキャップ推進協会」に送付後、資源化事業者へ売却されます。その利益が「NPO法人 世界の子供にワクチンを 日本委員会」に寄付されワクチンが世界の発展途上国の子供たちに送られる仕組みになっています。

今後も活動の意義や認識を職員で共有し、活動を通じて社会貢献を積極的に行っていきます。

★当会議所に回収ボックスを設置しております。

ご来所の折には、お持ち込みご協力の程よろしくお願い申し上げます。



エコキャップ推進協会  
ロゴマーク



## 新会員のご紹介コーナー

### ロゴヒット グラフィックス

代表者 高橋里志 グラフィックデザイン業  
 〒594-0074 TEL 080-6175-0951  
 和泉市小田町2-23-89

### マリアージュ いずみ

代表者 中村 悟 結婚相談所  
 〒594-0032 TEL 0725-92-6977  
 和泉市池田下町1340-17 ホームページ <http://mariageizumi.web.fc2.com/>

### 堀内工務店

代表者 堀内俊克 建築業  
 〒594-0003 TEL 0725-24-6771  
 和泉市太町269

### 有限会社 EL GATO

取締役 上西恵子 フラメンコ教室  
レンタルスタジオ  
 〒594-0042 TEL 0725-46-3880  
 和泉市箕形町3-1-31

### 有限会社 木 蓮

代表取締役 吉井寛明 葬祭業  
 〒594-1153 TEL 0725-38-8842  
 和泉市青葉台2-2-8

### 富士テック株式会社

代表取締役 新田 浩 建設業  
 〒594-0041 TEL 0725-57-4590  
 和泉市いぶき野3-5-9-301

## テクノステージ和泉に立地する 大阪府いずみテクノサポートセンター

## 貸工場、事務所 入居者募集

大阪府いずみテクノサポートセンターでは新たな事業展開を目指す創業者ベンチャー企業及び中小企業に対し、貸工場、貸事務所を提供しています。センターでは、会議室・休憩コーナーも設置し、国、大阪府、和泉市、公的支援機関や近隣の企業との様々な交流により活発な企業活動が行われています。現在、貸工場・事務所について入居募集をしています。

#### 1. 概要

所在地 和泉市テクノステージ3丁目1番11  
 敷地面積 4,939.41㎡ 建築面積 1,405.89㎡  
 延べ面積 2,439.09㎡ 構造 鉄骨造 2階建

#### 2. 募集室及び賃料等

貸工場（1階、2階） 面積：96.57㎡、196.89㎡  
 賃料：121,800円～309,750円/月  
 共益費：38,600円～78,700円/月  
 貸事務所（2階） 面積：61.86㎡  
 賃料：110,250円/月  
 共益費：24,700円/月

保証金 契約月額賃料（消費税を除く）の3ヵ月分

駐車場 使用料：1台月額5,250円/台  
 保証金：使用料（消費税を除く）の2ヵ月分。

#### 3. 入居資格、入居日及び入居期間 ※詳細については、お問い合わせください。

#### 4. その他の費用負担（賃料、駐車場使用料を除く）

①各使用施設における電気・水道・電話の使用料 ②廃棄物の処理に関する費用

#### 5. 募集期間 随時

#### 6. 当センターは平成25年4月から和泉市の施設になる予定です。



#### お申し込み・お問い合わせは

大阪府中央区南本町 4-3-6  
 財団法人大阪府産業基盤整備協会まで  
 TEL：06-6252-8362  
 ホームページ：  
<http://www7.ocn.ne.jp/~kibankyo/>

## ご利用下さい！ マル経融資

マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）とは、商工会議所の経営指導を受けて経営の改善をしようとする方に商工会議所の推薦により★無担保★無保証人★低利率で日本政策金融公庫から貸し出されるものです。

資金の用途	融資限度額	利率	返済期間
運転資金	1,500万円	1.75% 貸付時の金利で固定 H25年1月17日現在 (金利は変動します)	7年以内 (1年以内据置可)
設備資金			10年以内 (2年以内据置可)

審査の結果により、融資をご利用頂けない場合があります。

— お問い合わせ先 — 和泉商工会議所 TEL 46-4141

## 会員のコーナー

有限会社 EL GATO レンタルスタジオ「EL GATO」  
フラメンコ教室「ラ・グラナダ」

### はじめてでも踊れるフラメンコ

楽しい曲に合わせて身体を動かし、気分もリフレッシュ！  
 はじめてでもすぐに踊れます。

上西恵子フラメンコスタジオ  
 「ラ・グラナダ」

10:00～22:30  
 定休日：日曜

E-mail: keiko-haa.la-granada@ezweb.ne.jp  
 URL <http://la-granada.net/>  
 〒594-0042 和泉市箕形町3-1-31  
 TEL 0725-46-3880 / 090-3610-5280



## 和泉商工会議所

## 決算・申告相談会のお知らせ

本所では、個人事業主の所得税・消費税の相談指導業務を行っておりますが、下記の日程にて相談会を開催致しますので、お早めにご相談下さいませようお願い申し上げます。

**日時** 2月20日(水)から3月15日(金)の土、日除く 午前9時30分～午後4時(12:00～12:45休憩時間) \*消費税の相談は3月27日(水)まで

**場所** 和泉商工会議所 (和泉市府中町4-20-2)

**ご持参頂きたい書類等** \*下記の書類が不足している場合は、手続きができない場合もあります。

- |                             |                                   |
|-----------------------------|-----------------------------------|
| ○税務署から送付されてきた決算書・確定申告書・納付書等 | ○平成24年中に支払った国民健康保険料・国民年金保険料の納付証明書 |
| ○平成22年分・23年分の決算書・確定申告書の控    | ○生命保険料・地震保険・小規模企業共済等の控除証明書        |
| ○平成24年分の売上・仕入・経費科目の金額       | ○公的年金・給与等の源泉徴収票、医療費の領収書           |
| ○平成24年分の専従者、従業員の源泉徴収簿       | ○認め印(シャチハタは不可)                    |

\*相談会開催中、近畿税理士会のご協力により下記の日程にて税理士の先生に在所頂きますので、確定申告において相談等ございましたら、お気軽にご相談下さい。



税理士への 相談日	2/28 (木)	3/1 (金)	3/4 (月)	3/5 (火)	3/6 (水)	3/7 (木)	3/8 (金)	3/11 (月)	3/12 (火)	3/13 (水)	3/14 (木)	3/15 (金)
--------------	-------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

## 問合先

和泉商工会議所 ☎0725-46-4141

## 和泉商工会議所電子申告(e-TAX)代理送信にて確定申告書を提出されておられる皆様へ

所得税・消費税の確定申告を電子申告(e-TAX)にて提出されておられる事業所様には、税務署より確定申告書・決算書等の書類は送付されませんのでご注意ください。(所得税・消費税を納付されている方については納付書のみ毎年郵送されます。)

本所では、引き続き電子申告を行っておりますので、本年分の確定申告書・決算書が必要な方は、ご連絡下さいませようお願い申し上げます。

## 泉大津税務署からのお知らせ

所得税の確定申告書の受付期間は **2月18日～3月15日**です

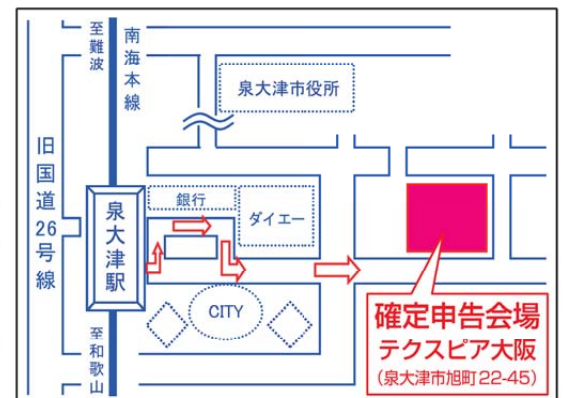
泉大津税務署の確定申告会場は《**テクスピア大阪**》です。

**開設期間** 平成25年2月4日(月)から平成25年3月15日(金)まで(土・日・祝日を除く)  
開設は、2月4日(月)からとなっておりますので、ご注意ください。  
なお、2月24日及び3月3日の日曜日に限り開設します。

**開設時間** 午前9時から午後5時 昼休みの時間帯は、少人数で対応しておりますのでご了承ください。  
会場の都合により、なるべく午後4時ごろまでにお越しください。

当会場では、所得税(譲渡所得を含む)、消費税、贈与税の申告書等の作成及び受付を行います。  
なお、当会場では納税はできませんので、お近くの金融機関をご利用ください。

申告書や決算書などの各種様式を、国税庁ホームページに掲載しています。必要な用紙を出力してご利用できます。



- (注) 1 受付時間は、午前9時30分～午前11時30分、午後1時～午後3時です。(混雑の状況により、受付を早めに終了させていただく場合があります。)  
2 土地・建物や株式等の譲渡所得及び贈与税の相談は行っておりません。  
3 お越しになる際には、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

## 確定申告会場のご案内 (税理士による無料相談会場の開設)

会場	所在地	2月					
		19 火	20 水	21 木	22 金	26 火	27 水
和泉シティプラザ 3階 レセプションホール	和泉市いぶき野 5-4-7	○	○	○	○		
高石商工会議所 3階 大会議室	高石市綾園 2-6-10					○	○

## 広告募集中!!

## 掲載内容

- 広告料金/会員 1ヶ月 10,000円 (消費税込み)
- 会員外 1ヶ月 30,000円 (消費税込み)

- 寸法(約)/縦6.4cm、横11.2cm
- 発行部数/約2,000部
- 年間契約/12回掲載の時は、1回分サービス

他のウェディングプランの半額以下の価格にて企画しました!

クラブ・コントラーダ レストランウェディング  
with 岸和田城挙式

お1人様 **¥24,000** (税込)  
(貸切40名様より)

この度、皆様のおかげをもちましてオープンさせて頂いたクラブ・コントラーダ。岸和田城天守閣での挙式とのコラボレーションによる全く新しいウェディングスタイルを発表します。引出物も含むほとんど全てのアイテムをそろえた、お2人には嬉しいプランです。  
※詳しくはお問い合わせ下さい。

※ホテルサンルート関空 〒595-0055 大阪府泉大津市なぎさ町5-1 ご予約・お問合せは www.sunroute-kanku.com プライダトルデスク直通 0725-20-1106

和泉商工会議所 会員の皆さまへ

## 事業所内容に変更はありませんか?

次のような場合は手続きが必要ですので、同所事務局までお知らせ下さい。

- 代表者が変わった場合
- 事業所名が変わった場合
- 所在地、電話番号が変わった場合
- 会費の引落口座・ご名義など変更する(あった)場合

【お問合わせ先】

和泉商工会議所 (TEL 0725-46-4141)